

○高知市ほたる条例

(昭和 61 年 4 月 1 日条例第 7 号)

改正 平成 4 年 4 月 1 日条例第 12 号 平成 6 年 10 月 1 日条例第 43 号
平成 20 年 1 月 1 日条例第 54 号平成 25 年 4 月 1 日条例第一号

(目的)

第 1 条 この条例は、本市の区域内(以下「市内」という。)に生息するほたるの乱獲を防止し、その保護を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ほたる ゲンジボタル、ヘイケボタル及びヒメボタルの幼虫、さなぎ及び成虫をいう。
- (2) カワニナ カワニナ属に属する淡水貝類をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者、市内を通過中の者又は市内で事業活動を行う全ての者をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、ほたるの乱獲を防止し、その保護を図るための適切な施策を実施するとともに、ほたるの保護について普及啓発を行うものとする。

(市民等の責務)

第 4 条 市民等は、ほたるの乱獲を防止するとともに、河川等の汚濁その他ほたるの生息の妨げとなる行為を行わない等、ほたるの保護に努めるものとする。

2 市民等は、この条例の目的を達成するために市が実施するほたるの乱獲を防止し、その保護を図るための施策に協力するものとする。

(保護区域)

第 5 条 市長は、ほたるの保護のため特に必要と認める区域を保護区域として指定することができる。

2 市長は、保護区域を指定しようとするときは、あらかじめ、市民の意見を聴かなければならない。

3 市長は、保護区域を指定したときは、当該保護区域の範囲その他の規則で定める事項を告示するとともに、市民等への周知を図るために必要な措置を講じなければならない。

4 前 2 項の規定は、保護区域の指定の変更又は解除について準用する。

(禁止行為)

第 6 条 市内においては、何人も、ほたるを捕獲し、若しくは殺傷し、又はほたるの卵を採取し、若しくは損傷してはならない。ただし、捕獲し、又は採取したものをその場において直ちに放し、又は戻す行為については、この限りでない。

第 7 条 第 5 条の保護区域内においては、何人も、カワニナを捕獲し、又は殺傷してはならない。

第 8 条 何人も、前 2 条の規定に違反して捕獲されたほたる若しくはカワニナ又は採取されたほたるの卵を譲り渡し、又は譲り受けてはならない。

(適用除外)

第9条 次に掲げる場合には、前3条の規定は、適用しない。

(1) ほたる若しくはカワニナの保護増殖若しくは調査又は学術研究のためのものであつて、市長が許可した場合

(2) 法令の規定に基づいて行う場合

(指導及び勧告)

第10条 市長は、第6条から第8条までの規定に違反する者に対し、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずることを指導し、又は勧告することができる。

(措置命令)

第11条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が当該勧告に従わないときは、その者に対し、その勧告に係る措置を講ずることを命ずることができる。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、10万円以下の罰金に処する。

(1) 営利の目的をもつてほたるを捕獲し、又はほたるの卵を採取した者

(2) 営利の目的をもつて、第6条の規定に違反して捕獲されたほたる又は採取されたほたるの卵を譲り渡し、又は譲り受けた者

[第2条]

第14条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第15条 第11条の規定による命令に違反した者は、5万円以下の過料に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(春野町の編入に伴う経過措置)

2 春野町の編入の前にした春野町ほたる保護条例（平成2年春野町条例第11号）に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成4年4月1日条例第12号)

(施行期日)

1 この条例は、平成4年5月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成6年10月1日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成 20 年 1 月 1 日条例第 54 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 25 年 4 月 1 日条例第一号)

(施行期日)

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の次に 9 条を加える改正規定(第 11 条に係る部分に限る。)、第 4 条の改正規定、第 5 条の改正規定及び同条の次に 1 条を加える改正規定は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 平成 25 年 7 月 1 日前にしたこの条例による改正前の高知市ほたる条例(以下「旧条例」という。)第 2 条の規定に違反する行為のうち、旧条例第 4 条に掲げる目的をもって行われたものに対する罰則の適用については、なお従前の例による。